# 「調整給付金(不足額給付)」フローチャート

#### 不足額給付 I 対象者のフロー図

令和7年1月1日現在、小城市に住民票がある



居住していた市町村へお問い合わせください



令和5年中及び6年中、または令和6年中のみ合計所得1,805万円以下



給付金対象外



令和6年度個人住民税所得割または令和6年度所得税 少なくとも一方は課税されている

<確認方法>

個人住民税所得割…税額決定通知書の「所得割額」 所得税…確定申告の「再差引所得税額」や源泉徴収票 の「源泉徴収税額」など





不足額給付 II のフロー図へ



①+②(合計額を1万円単位に切り上げ) - ③ >0 となる方

①:令和6年分所得税の減税可能額(3万円×(本人+扶養親族))-令和6年分所得税

②: 令和6年度個人住民税の減税可能額(1万円× (本人+扶養親族)-令和6年度個人住民税所得割

③:令和6年度調整給付額





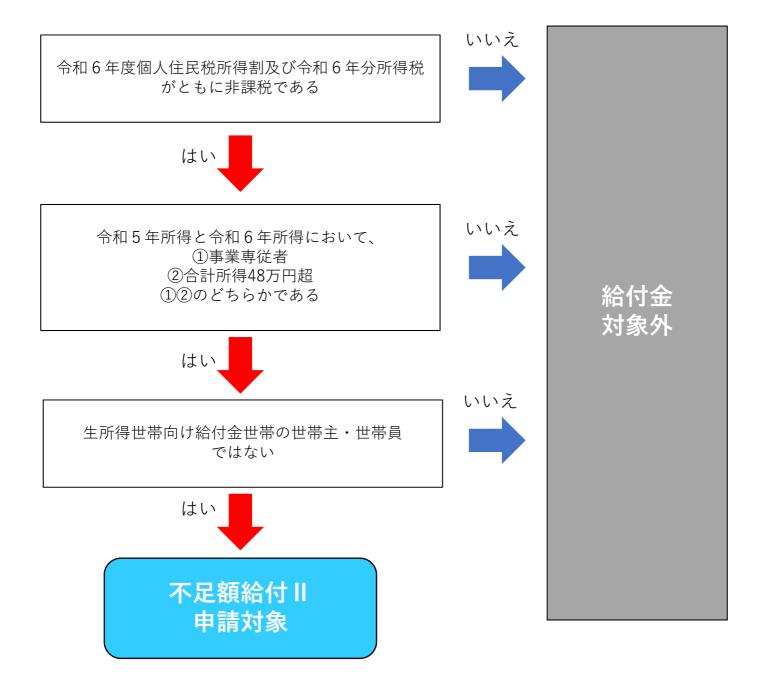
給付金対象外



不足額給付 I 申請対象

## 「調整給付金(不足額給付)」フローチャート

不足額給付Ⅱ対象者のフロー図



### 【事業専従者とは】

生計を一にする配偶者やその他親族(15歳未満の人を除きます。)で、専らその事業に従事している場合。

ご自身が専従者に該当するか不明の場合は、専従主へご確認ください。

### 【合計所得48万円超とは】

所得控除後の金額が48万円を超えている場合(※給与等の収入が103万円以上の場合など)